

星ヶ丘アメニティクラブ重要事項説明書
(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 星ヶ丘アメニティクラブ
・開設年月日	平成9年5月8日
・所在地	名古屋市名東区西山台701番地
・電話番号	052-701-1222
・ファックス番号	052-701-1271
・管理者	施設長 安倍 基幸

(2) 入所定員等

入所定員 141人（うち認知症専門棟 41人）

短期入所療養介護の利用定員は、当該日の入所定員より実入所者数を引いた人数。

療養室	特別室	2室
	1人室	9室
	2人室	1室
	4人室	32室

(3) 職員体制

管理者	1人（医師と兼務）
医師	2人以上
薬剤師	1人以上
看護職員	12人以上
介護職員	30人以上
支援相談員	2人以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	2人以上
管理栄養士	1人以上
介護支援専門員	2人以上
事務員	2人以上

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような理念・方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

介護老人保健施設星ヶ丘アメニティクラブの理念、方針は、

「ご利用者には希望と生きがい。ご家族には安心と満足を。心と身体のリハビリテーション」となっています。

3. サービス内容

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、ケアマネージャーが作成する居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画表）に基づき、当施設においても施設サービス計画書を作成し、それに基づいて提供されます。この計画書は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人やご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととなります。

- ①医療：介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ②介護：施設サービス計画に基づいて実施します。
- ③リハビリテーション：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動は社会復帰のための効果を期待して行っています。

- ④食事：朝 食 8時00分～
 昼 食 12時00分～
 おやつ 15時00分～
 夕 食 18時00分～

栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

食事は朝2種類、昼・夕は3種類の中からお選びいただきます。

又、面会等付き添いの方にも食事を提供することができます。

但し、毎食1時間前に受付にお申し込みください。付き添い食の場合は、別途料金をいただきます。（付き添い食：朝食605円、昼食825円、夕食880円）

- ⑤入浴：（一般浴・特浴）

週に最低2回。ただし、ご利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

- ⑥栄養：栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑦行政手続代行
- ⑧相談援助サービス

4. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は名東区、千種区、天白区を中心とする。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練

6. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7. 身体拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- ・身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修の定期的の実施します。

8. 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を設置して、以下の事項を実施します。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

9. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

10. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力していただいておりますので、ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・ 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院

- ・ 福友病院
- ・ 並木病院
- ・ かなな病院
- ・ 星ヶ丘マタニティ病院

協力歯科医療機関

- ・ 白鳥歯科

1 1. 緊急時の対応

施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。施設医師の判断により、介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介させていただきます。

また、入所利用中に利用者の心身状態が急変した場合は、速やかにご家族の方にご連絡いたします。

1 2. 事故発生時の対応及び賠償責任

- ・ 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族の方及び名古屋市に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ・ 当施設は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。

1 3. 施設利用に当たっての留意事項

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・ 面会 | 8時00分から21時00分 |
| ・ 外出・外泊 | 届け出用紙を提出ください。 |
| ・ 喫煙 | 施設敷地内は禁煙です。 |
| ・ 所持品等の持ち込み | 個別にご相談ください。 |
| ・ 金銭・貴重品の管理 | 施設では管理いたしません。 |
| ・ 外泊時等の施設外での受診 | 受診前に必ず施設にご連絡ください。 |
| ・ 宗教活動 | ご遠慮願います。 |
| ・ ペットの持ち込み | ご遠慮願います。 |

1 4. 衛生管理

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。又、食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止すると共に、蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行います。

1 5. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら下記の窓口までご連絡ください。

星ヶ丘アメニティクラブ

窓口担当者 支援相談員

ご利用時間 毎週月曜日から金曜日の９：００から１８：００

ご利用方法 面接 家族相談室

電話 ０５２－７０１－１２２２

FAX ０５２－７０１－１２７１

また、当施設以外の機関の窓口で相談や苦情を申し立てることができます。

名古屋市健康福祉局 介護保険課 電話 ０５２－９５９－２５９２

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 ０５２－９７１－４１６５

１６．提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施なし。

１７．個人情報の保護及び守秘義務

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用には原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族に了解を得ることとします。

施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう指導教育を適時行います。

１８．利用料金

別紙「施設利用料のご案内」を確認ください。

当施設は、前月利用料の合計額の請求書を毎月８日までに作成します。当該合計額をその月の末日までに、当施設１階の受付窓口にて現金でお支払いください。

窓口でのお支払いは土、日、祝日を含め毎日９：００～１８：００で可能です。

尚、選択制として口座振替でのお支払いも可能となりますので、希望される方は個別にご相談ください。

１９．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はご遠慮願います。

２０．その他

当施設についての詳細は、利用申し込み時にお渡ししている『ご利用のための手引き』にも記載しておりますので、併せてご覧ください。

施設利用料のご案内

医療、生活サービスに関わる診療費用、看護料、介護料、リハビリ料、寝具料等は介護保険より給付されます。介護保険で定められている所定の単位数においては、該当する負担割合（１割、２割、３割は自己負担）で利用料をお支払いください。１単位は１０．６８円。

<短期入所療養介護>

【介護保険自己負担分】

	項目	単位数	算定単位
基本部分	I (基本型)		
	短期入所療養介護 要介護１	多床室 ８３０／個室 ７５３	１日につき
	短期入所療養介護 要介護２	多床室 ８８０／個室 ８０１	
	短期入所療養介護 要介護３	多床室 ９４４／個室 ８６４	
	短期入所療養介護 要介護４	多床室 ９９７／個室 ９１８	
	短期入所療養介護 要介護５	多床室 １０５２／個室 ９７１	
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位の１００分の１減算	
加算部分	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の１００分の１減算	片道につき
	業務継続計画未策定減算	所定単位の１００分の１減算	
	送迎加算	１８４	１日につき
	夜勤職員配置加算	２４	
	サービス提供体制加算	(Ⅰ) ２２ (Ⅱ) １８ (Ⅲ) １２	
	個別リハビリテーション実施加算	２４０	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)	５１	
	認知症ケア加算	７６	
	重度療養管理費	(要介護４・５に限る) １２０	
	総合医学管理加算	(利用中１０日間を限度) ２７５	
	緊急短期入所受入加算	(７日間を限度) ９０	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	(７日間を限度) ２００	
	緊急時治療管理	(１月に１回３日を限度) ５１８	
	療養食加算	(１日につき３回を限度) ８	
	口腔連携強化加算	５０	１回につき
	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ) １００ (Ⅱ) １０	
	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) １月につき所定合計単位の７５／１０００		

【食費・滞在費】(１日あたり)

利用者負担段階	食費	滞在費
第１段階	３００円	多床室 ０円／個室 ５５０円
第２段階	６００円	多床室 ４３０円／個室 ５５０円
第３段階①	１０００円	多床室 ４３０円／個室 １３７０円
第３段階②	１３００円	多床室 ４３０円／個室 １３７０円
第４段階	１８４０円	多床室 ６２０円／個室 １７６０円
	(食費内訳) 朝：４６０円 昼：７２０円 夜：６６０円	

【特別な室料】(１日あたり) 上記、滞在費とは別に加算されます。

[二人室] (216 号室) ８００円

[一般個室] (213・215 号室) ８６０円、(401・402 号室) ６６０円

[特別個室] (217 号室) ３３６０円、(218 号室) ３２６０円

【日常生活費】(１日あたり)

日用品費	２００円
教養娯楽費	２００円

【追加料金】（１日あたり）

電気器具利用料	５０円
冷蔵庫使用料	８０円

＜介護予防短期入所療養介護＞

【介護保険自己負担分】

	項目	単位数	算定単位
基本部分	要支援 1（多床室）	6 1 3 単位／日	1 日につき
	要支援 2（多床室）	7 7 4 単位／日	
	要支援 1（個室）	5 7 9 単位／日	
	要支援 2（個室）	7 2 6 単位／日	
	身体拘束廃止未実施減算	所定単位の 1 0 0 分の 1 減算	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の 1 0 0 分の 1 減算	
	業務継続計画未策定減算	所定単位の 1 0 0 分の 1 減算	
加算	送迎加算	1 8 4	片道につき
	夜勤職員配置加算	2 4	1 日につき
	サービス提供体制強化加算	（Ⅰ） 2 2 （Ⅱ） 1 8 （Ⅲ） 6	
	個別リハビリテーション実施加算	2 4 0	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	5 1	
	総合医学管理加算	（利用中 10 日間を限度） 2 7 5	
	認知症ケア加算	7 6	
	療養食加算	（1 日につき 3 回を限度） 8	
	緊急時治療管理	（1 月に 1 回 3 日を限度） 5 1 8	1 月につき
	口腔連携強化加算	5 0	
	生産性向上推進体制加算	（Ⅰ） 1 0 0 （Ⅱ） 1 0	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1 月につき所定合計単位の 7 5／1 0 0 0		

【食費・滞在費】（１日あたり）

利用者負担段階	食費	滞在費
第１段階	３００円	多床室 ０円／個室 ５５０円
第２段階	６００円	多床室 ４３０円／個室 ５５０円
第３段階①	１０００円	多床室 ４３０円／個室 １３７０円
第３段階②	１３００円	多床室 ４３０円／個室 １３７０円
第４段階	１８４０円	多床室 ６２０円／個室 １７６０円
	（食費内訳）朝：４６０円 昼：７２０円 夜：６６０円	

【特別な室料】（１日あたり）上記、滞在費とは別に加算されます。

〔二人室〕（２１６号室）８００円

〔一般個室〕（２１３・２１５号室）８６０円、（４０１・４０２号室）６６０円

〔特別個室〕（２１７号室）３３６０円、（２１８号室）３２６０円

【日常生活費】（１日あたり）

日用品費	２００円
教養娯楽費	２００円

【追加料金】（１日あたり）

電気器具利用料	５０円
冷蔵庫使用料	８０円

介護老人保健施設 星ヶ丘アメニティクラブを利用するにあたり、重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<利用者の身元引受人>

住所

氏名

印

説明者氏名

印